

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（平成 19 年規程第 6 号）第 5 条の 2 第 2 項及び札幌医科大学学則（平成 19 年規程第 50 号）第 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき、札幌医科大学医療人育成センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 入試・高大連携部門
- (2) 教養教育研究部門
- (3) 教育開発研究部門
- (4) 応用情報科学部門

(所掌事項)

第 3 条 センターの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 医学部、保健医療学部及び大学院の入学選抜、教養教育及び専門教育の研究に関すること。
- (2) 入学試験に関すること。

2 前条に掲げる各部門が所掌する業務は、別に定める。

(庶務)

第 4 条 センターの庶務は、事務局学務課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日規程第 15 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日規程第 12 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規程第 18 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日規程第 40 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日規程第 35 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日規程第 19 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。